

清掃作業基準仕様書

この仕様は、作業の概要を示すものであり、現場の実状に応じた軽微な事項については本書に記載のない事項であっても、委託者（鳥取市（以下「甲」という。））が美観または建物の管理上必要と認めた作業については、受託者（以下「乙」と）と協議のうえ契約金額の範囲内で行うものとする。

1. 作業概要

作業は次の各号を行う。

(1) 定期清掃

月 1 回行う清掃作業をいう。

2. 使用材料

本作業に使用する材料は、すべて乙が準備し品質良好なものであること。
ただし、保育園内の清掃に係る備品を使用することについては、甲の許可する備品については使用できるものとする。

3. 作業工程

清掃作業の工程は甲の定める清掃作業区分表による。

4. 作業上の注意

作業の実施にあたっては次の各号に留意すること。

- (1) 乙は、建物、工作物、器具、備品等にき損を発見したときまたは損害を与えたときは、ただちに甲に報告し、その指示を受けること。
- (2) 乙は、甲の業務に支障を与えないこと。
- (3) 乙は、じんあいを飛散させないこと。
- (4) 乙は、火気には特に留意し、引火性ガソリン、ベンジン等の薬品はつとめて使用しないこと。

5. 定期清掃

定期清掃は次の各号の作業をいう。

(1) 床掃除

ア 掃き掃除は、ほうき又はダストモップを使用する。備品等で容易に移動し得るものは、移動して入念にする。

イ ビニール床シート、ビニール床タイル、クリンカータイル、モザイクタイル等は、掃き掃除ののち、モップ拭きをする。

ウ 畳掃除は、ほうき、掃除機を使用する。備品等で容易に移動し得るものは、移動して入念にする。

(2) 除塵及び部分拭き

ア 机、カウンター、窓台、戸棚、靴棚はちり払いの後、布拭きをする。

イ 便所は、便器、洗面器、流し類等衛生陶器を洗浄する。

ウ 湯沸室、調乳室は、流し台等の洗浄をする。

エ 園児用遊具の拭き掃除は、清潔な布巾を使用すること。

(3) ほこり払い

ア 園児用マットは、はたき等を使用しほこり払いをする。

イ 天井固定式扇風機は、はたき等を使用しほこり払いする。届かない箇所は脚立を使用する。

6. 保育園の施錠・解錠

(1) 保育園の施錠・解錠については以下のものを使用すること。

- ・ 正面玄関の鍵
- ・ 職員室の鍵
- ・ 職員室の警備用タグ

(2) 保育園の解錠について

保育園の解錠については、以下の手順通り行うこと。

- ① 正面玄関を解錠する。
- ② 職員室の警備用タグを使用し、警備を解除する。このとき、警備を解除する前に職員室を解錠すると警備会社へ通報されるので、必ず会場の前に警備を解除すること。
- ③ 職員室を解錠する。

(3) 保育園の施錠について

保育園の施錠については以下の手順通り行うこと。

- ① 職員室を施錠する。職員室が解錠された状態のままだと警備を開始できないため。
- ② 職員室の警備タグを使用し、警備を開始すること。このとき、警備を開始し忘れた場合も警備会社へ通報が行くため必ず警備を開始すること。
- ③ 正面玄関を施錠する。

7. 鍵の受け渡しについて

乙は、鍵の受け渡しについて、作業を行う前に駅南庁舎1階幼児保育課で甲より許可を受け、貸出を受けること。また、乙は作業終了後はすみやかに鍵を甲へ返却すること。その際に別表に定める受け渡し簿に必要事項を記入すること。

8. 損害について

(1) 一般的損害について

業務の完了前に、業務の実施に関して生じた施設または施設備品損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(2) 第三者に及ぼした損害について

業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。